

議員提出議案第 2 号

社会資本整備を戦略的かつ計画的に進めるために必要な措置を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年2月26日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫 
城下 広作 

熊本県議会議長 井手順雄様

社会資本整備を戦略的かつ計画的に進めるために必要な措置を求める意見書

道路や河川、砂防、港湾、下水道などの社会資本は、現在及び未来の国土・地域を形づくる礎であり、国民生活や社会・経済活動を支える基盤である。

国においては、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念とし、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するため、平成15年に社会資本整備重点計画法を制定され、4次にわたる社会資本整備重点計画に基づき、計画的に社会資本の整備が推進されている。

第4次社会資本整備重点計画においては、多様な災害が頻発する脆弱国土であるとの認識の下、防災・減災、国土強靭化等の新たな枠組みや制度を踏まえつつ、災害リスクを低減するためのハード・ソフトの総合的・効果的な対策に取り組まれている。

そのような中、熊本地震をはじめとする巨大地震や、令和元年台風第19号等の頻発化・激甚化する自然災害から国民の命と財産を守るために、防災・減災、国土強靭化への強力な取組みを更に計画的かつ重点的に推進し、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するとともに、戦略的なインフラ老朽化対策や通学路等における交通安全対策等を推進する必要がある。

また、東京オリンピック・パラリンピック後も持続的な経済成長を確保するとともに、地方創生を更に推進し、令和時代にふさわしい豊かで暮らしやすい地域社会を実現するため、生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進等により、誰もが安心して暮らせる住生活環境の整備等に取り組む必要がある。

これら社会資本整備の実効性を高めていくためには、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保を図るとともに、公共投資の見通しを示し、戦略的かつ計画的に整備を進めることが極めて重要である。

よって、国におかれでは、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 熊本地震からの復興や防災・減災、国土強靭化をはじめとする社会資本整備を着実に推進するため、公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。
- 2 地方が中長期にわたり、戦略的かつ計画的に社会資本整備を推進できるよう、次期社会資本整備重点計画に各施策に必要となる投資規模等を明示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 井 手 順 雄

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 様